

令和 7 年度山形市介護予防事業等分析評価業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度山形市介護予防事業等分析評価業務委託

2 目的

本市では、令和 22（2040）年にかけて、85 歳以上人口の増加に加え、単身高齢世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少が見込まれている。こうした中、地域包括ケアシステムを深化・推進し、誰もが住み慣れた地域で支え合い健やかで安心して生活を送ることができる「地域共生社会」を実現させていく必要がある。そのためには、市の課題やニーズを的確にとらえた一般介護予防事業をはじめとする地域支援事業や介護サービスの基盤整備等の各種施策について、地域の「目指す姿（ビジョン）」を明確にし、関係者と共有した上で、「現状」とのギャップ（課題）を解決する、地域マネジメントのもとで推進していくことが重要となる。

国においても、地域マネジメント力の強化のため、各種手引きを作成するとともに、伴走型支援を推進している中、山形市において、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付適正化に資する効率的な取組を次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という。）に位置づけられるよう、ビジョン達成のための調査分析手法や施策反映への提案を通じて、本市が効果的に地域をマネジメントしていく過程に対して伴走し支援することを目的とする。

3 対象区域

山形市全域

4 業務委託

本業務を行うにあたり、受託者（以下「乙」という。）は、あらかじめ委託者である山形市（以下「甲」という。）と十分な打合せを行い、業務実施計画書を作成し速やかに甲に報告するものとし、本仕様書に明示なき事項又は疑義ある時は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（2）乙は、本業務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならないものとし、個人情報保護対策として、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（3）乙は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び当該法律を遵守するために乙が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

（4）乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。また、本業務に従事する者に対し、書面により個人情報の保護に関する誓約をさせること。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 業務内容

乙は、甲が実施している高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付適正化に資する取組について、高齢者や介護保険に係るデータを収集、整理、分析した上で、ビジョン達成のために有効な取組になっているか、新たな取組の必要性などについて甲に対して助言及びフィードバックする伴走型の支援を行う。また、甲が実施を予定している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等(以下、「ニーズ調査」という。)における調査項目について、効果測定や検証のために必要な追加項目等についての見直しを提案する。

(1)業務フローの作成

各業務を実施するにあたり、甲と乙の役割を明確にし、進捗管理が適切に行えるようフィードバックを適切に取り入れた具体的な業務プロセスとなる業務フローを作成すること。

(2)基礎分析資料の作成

甲が地域の特徴や課題把握ができるよう、高齢者や介護保険給付、介護認定、第8期及び第9期のニーズ調査結果、見える化システムによる全国比較や経年変化などの分析及び特徴や課題把握に有効なデータ収集と分析を行い資料で提出すること。その際、地域分析に有効なデータの選定や活用方法について甲に説明すること。

(3)次期計画策定に向けての課題の抽出及び有効な計画立案に向けた手法の提案

①(2)で整理したデータ等から甲の取組がビジョン達成に有効か、現取り組みでは解決できない課題はないか、有効な計画立案視点の提示など、甲の計画策定プロセスをサポートすること。

②サポートにあたっては、市民、事業者、地域の担い手等の多様な視点の反映に留意すること。

③PDCA サイクルによる評価やビジョン達成への論理的なつながりを検証する手法を提案すること。

④多角的な視点からのアプローチが可能となるようタスクフォース等を活用する。

(4)ニーズ調査項目の見直し

国が指定する必須の実施項目に加え、現行のビジョン等を評価するために足りない項目や高齢者の自立支援及び重度化防止をより推進するための項目の洗い出し方法及び具体的な項目の提案を行うこと。

(5)全体スケジュールの作成

令和7年12月のニーズ調査の実施や令和8年4月からの計画裁定作業を踏まえた業務全体のスケジュールを作成すること。

6 留意事項

(1)乙は、担当者とのミーティングは月1回程度行い、必要に応じて適宜実施すること。

(2)タスクフォースの実施回数及び乙が参加する回数については別途甲と協議するものとする。

(3) ZOOM 等を利用したオンラインミーティングや打合せ等も可能とする。

7 データ等の提供

(1)甲は、乙が本業務を遂行するために必要と判断した調査データ等を提供するものとする。

(2)提供するデータの範囲、形式、提供方法については、事前に協議の上決定する。

(3)乙は提供されたデータを本業務の目的にのみ使用し、第三者への開示・提供・流用をしないこと。

(4)乙は、業務終了後、委託者の指示に従い、提供データの返却または適切な方法での廃棄を行うものとする。

(5)乙は、提供されたデータを適切に管理し、関係者以外の者が閲覧・取得できないようにすること。

8 成果品

本業務で作成した全てのデータ及び紙媒体の報告書1部を提出すること。なお、報告書には甲による今後の課題解決のために必要な事項を明記すること。

(1)業務内容の全体報告書

(2)ニーズ調査の追加・削除項目一覧

(3)その他打ち合わせ記録等

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）。以下「番号法」という。第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲

は報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、番号法又は山形市個人情報保護条例（平成12年条例第34号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正に取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(勧告)

第17 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えいが発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。